

「米トレーサビリティ法案」等、米穀関連3法案について

政府においては、いわゆる「米トレーサビリティ法案」「食糧法案」「米粉・エサ米法案」の米穀関連3法案が閣議決定される予定である。

これらの法案のうち、「米トレーサビリティ法案」は、米穀等に関して食品事故への対応や表示の適正化などについて、また、「食糧法案」は、米穀を扱う事業者への報告聴取や立入検査の実施などについて、それぞれ、米穀の安全・安心を確保する観点から立案されているものである。

こうした取組については、本会としても、消費者の適確な判断や評価がなされるよう、食品の検疫体制の強化や加工食品の原材料産地の表示など、これまで、国に対し強く働きかけていたものであり、具体的な動きとして法整備が図られることについては理解するところである。

しかし、「米トレーサビリティ法案」及び「食糧法案」において、農林水産大臣等の権限の一部を新たに「都道府県知事が行うこととすることができる」と規定することについては、都道府県との調整が十分ではなく、事務の具体的内容が明らかにされないまま、一方的に法案化される状況となっている。

このような地方が当事者となる制度の立案に際しては、地方の意見を十分に踏まえた上で円滑な運営を期すべきであると考えます。そこで、都道府県との協議には十分な調整を行うとともに、政令において定める都道府県知事の事務権限等については、今後、都道府県との協議の上、決定されるよう強く要請する。

平成21年2月16日

農林水産大臣 石破 茂 様

全国知事会農林商工常任委員会委員長
神奈川県知事 松沢 成文